



紛争解決の要点 ニュースレター

2015年1月号

2015年改正 CIETAC 仲裁規則-今後の対応策

日本と中国の企業間取引において、あるいは日本企業の中国現地子会社・合弁会社の現地事業における紛争解決方法として、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の仲裁規則に準拠する仲裁条項が多く見られます。実際にも、2013年度のCIETACの報告によれば、合計1,256件の仲裁事件がCIETACに申立てられ、内375件が国際仲裁事件であったとされており¹、これはアジアの仲裁機関の中では最多の国際仲裁事件取扱件数となります。

しかし、CIETAC仲裁については、2012年改正仲裁規則の実施に際して、これを拒否したCIETACの上海分会及び華南分会が分離・独立を宣言するという事態があり²、これに伴って、仲裁機関として旧CIETAC上海分会や旧CIETAC華南分会を指定する仲裁条項、あるいは仲裁機関としてCIETACを指定しつつ仲裁地を上海または広東とする仲裁条項があるときに、かかる仲裁条項を根拠として、旧上海分会が分離独立したSHIACまたは旧華南分会が分離独立したSCIAにおいて組成された仲裁廷の仲裁管轄権を肯定できるか、また、その仲裁判断を執行することはできるか、争点が生じていました³。

今般、2015年1月に、2012年5月以来のCIETAC仲裁規則の改正がなされ(以下、「本件仲裁規則」といいます。)、この争点に関連する規定も盛り込まれました。

以下においては、改正の概要に触れつつ、上記実務上の問題が解消されたかを検討し、今後の対応策について解説します。

1. CIETAC 分裂に関する改正事項

旧CIETAC上海分会及び華南分会の分離・独立に伴う問題については、以下の対応が取られました。

- CIETACの上海及び華南における新たな拠点として、新上海分会及び新華南分会の設置を宣言する⁴
- 「当事者の合意する分会もしくは仲裁センターが存在しないもしくはその権原が終了してしまっている場合、または分会又は仲裁センターに関する当事者の合意が不明瞭である場合であっても、仲裁裁判所は仲裁申立てを受け入れ、当該事件を管理するものとする。(下線筆者)」との規定を置く(本改正規則1.6条第4文)

これにより、本改正規則以前に「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」や「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」を指定した仲裁条項であっても、CIETAC北京にて仲裁申立てを受理する旨が確認されました。

¹ "CIETAC Has Great Potential in Foreign-Related Commercial Arbitration", CIETAC, February 15, 2014. なお、同報告によれば、国内仲裁事件であってもその80%以上が、一方当事者または双方当事者が外国資本の事業体である仲裁事件であるとされています。

² 2012年改正において、仲裁機関につき上海分会や華南分会の指定がない限り、例えば、仲裁機関をCIETACと指定しつつ仲裁地を上海または広東とする仲裁条項については、CIETAC北京が仲裁事件を管理するとされたところ、これに上海分会および華南分会が反発し、分離・独立するに至りました。かつてのCIETAC上海分会は、現在、上海国際経済貿易仲裁委員会上海国際中心("Shanghai International Economic and Trade Arbitration Commission Shanghai International Arbitration Center(SHIAC)")となり、かつてのCIETAC華南分会は、現在、華南国際経済貿易仲裁委員会深圳国際仲裁院("South China International Economic and Trade Arbitration Commission Shenzhen Court of International Arbitration(SCIA)")となっています。これに対し、CIETACは、2012年12月31日時点で、両分会への仲裁事件受理権原及び管理権限の授権を停止しています("China International Economic and Trade Arbitration Commission Announcement On Issues Concerning CIETAC Shanghai Sub-Commission and CIETAC South China Sub-Commission", CIETAC, 31, December, 2012)。

³ 中国法院間の判断における混乱の概要については、"CIETAC Update: The Supreme People's Court Weighs in to Resolve Conflicting Enforcement of Awards.", Client Alert by Baker&McKenzie Hong Kong office, 13 November 2013 をご参照ください。

⁴ "China International Economic and Trade Arbitration Commission Announcement On the Reorganization of CIETAC South China Sub-Commission and CIETAC Shanghai Sub-Commission", CIETAC, 31, December, 2014

2. 実務上の混乱は解消されたのか

では、本改正規則により、CIETAC 上海分会及び華南分会の分離・独立に伴う実務上の混乱は本当に解消されたのでしょうか。

確かに、本改正規則により、仲裁機関を CIETAC の旧上海分会又は華南分会と指定する仲裁条項、あるいは仲裁機関を CIETAC としつつ仲裁地を上海または広東とする仲裁条項にもとづき、CIETAC の北京本部もしくは新たに CIETAC が設立した新上海分会または新華南分会に仲裁が提起されたときに、これが受理され、審理が進められることは明確化されました。

しかし、本改正規則は、法令ではなく仲裁機関の定めたルールであり、国家の裁判所に対して法的拘束力を有しないものであるため、本改正規則にもとづいて CIETAC に提起された仲裁事件に関する仲裁管轄権やその決定の執行力を裁判所に認められるかどうかは、現時点では定かではありません。

また、そもそも本改正規則は CIETAC のルールであり、CIETAC における仲裁事件の取り扱いを述べるにすぎず、旧上海分会及び華南分会が分離独立して出来た新組織である SHIAC(旧上海分会)及び SCIA(旧華南分会)における事件の受理について触れるものではないため、本改正規則以前に仲裁機関として CIETAC 上海分会や CIETAC 華南分会を指定していた仲裁条項や、仲裁機関を CIETAC と指定しつつ仲裁地を上海または広東とする仲裁条項にもとづき、分離・独立後の SHIAC または SCIA に仲裁事件を提起できるか、その仲裁事件の仲裁管轄権を肯定できるか、そこでなされた仲裁判断の執行力が認められることはできるかといった争点については、何らかの回答をもたらすものではありません。

なお、2013 年 9 月 4 日付で最高人民法院から「仲裁司法審査案件に関連する問題の正確な審理に関する通知」が全国の各法院宛てに出されており、CIETAC 上海分会や CIETAC 華南分会を指定していた仲裁条項の効力、SHIAC や SCIA が行った仲裁判断の取消、執行拒絶に関する案件について、第一審である人民法院は、その裁決を行う前に、内部の審判委員会の討論を得て意見を提出した後、上級および最高人民法院に報告の上、最高人民法院の回答を待って裁定しなければならない旨の指示が出されています。したがって、本件議論に対する最終的な結論は、最高人民法院による統一的な判断がなされる見込みであるとはいえ、依然として国家裁判所の解釈に委ねられていると言え、実務上の混乱は未だ解消されることにならないと言えます。

3. 今後の対応策

本改正規則において、CIETAC に仲裁を付託する旨合意している仲裁条項は、合意の時期を問わず、本改正規則に準拠したものとみなされます(本改正規則 4.2 条)。すなわち、過去、将来を問わず、CIETAC を仲裁機関と指定する仲裁合意が存在すれば、今後は本改正規則が適用されることとなります。そこで、以上を踏まえ、中国企業との取引あるいは中国における事業を行う日本企業は、仲裁管轄権に関する争いが生じるのを防ぐべく、以下の対応策を検討されることが必要と考えられます。

- 本改正規則以前に、CIETAC 上海分会又は CIETAC 華南分会を指定する仲裁条項があるときは、これが新たに設置された CIETAC 上海分会、華南分会を指定した仲裁条項であることを当事者間の合意書面で確認する
- 本改正規則以前に、仲裁機関を CIETAC と指定しつつ仲裁地を上海または広東とする仲裁条項があるときは、これが仲裁機関として CIETAC 北京を指定した仲裁条項であることを当事者間の合意書面で確認する
- 今後、新たに中国事業に関する契約において国内仲裁条項を設けるときは、旧来の仲裁条項案を安易に使わず、CIETAC、SHIAC、SCIAなど現存する仲裁機関が定める最新のモデル条項を用いる⁵

なお、香港など、中国本土での仲裁判断の執行力が認められている国や法域にある仲裁機関を選定することも検討に値します。香港における仲裁判断は、最高人民法院と香港政府間の取り決め⁶により、中国における執行が認められています。

⁵ もっとも、SHIAC や SCIA での仲裁については、今後も政治的な要因から問題が生じる可能性も否定できないため、仲裁条項中、積極的に仲裁機関として選択される場合には慎重な判断を要するかと存じます。

4. その他の主な変更点

本改正規則ではその他にも様々な変更がなされました。主な変更点は以下のとおりです。

- CIETAC 内の仲裁手続管理機関として、従来の秘書局 (Secretariat) に代わり、仲裁裁判所 (Arbitration Court) を新たに導入しています (本改正規則 1.3 条等)。
- 申立人が複数契約について単一の仲裁手続を開始するための要件として、1) 複数契約が基本契約と付属契約から構成される、または同一の性質の法律関係のみならず同一当事者が関与するものであり、2) 同一取引または同一の一連の取引から発生した紛争であって、かつ3) 複数契約の仲裁合意が類似または適格的であることを定め (本改正規則 14 条)、複数契約の紛争に関しても、効率的かつコストを削減した紛争解決を実現すべく、単一仲裁手続の開口を開くことを明確にしています。
- 仲裁手続の開始にあたって行使された仲裁条項が、仲裁手続外の第三者に対しても拘束力を有する場合には、追加当事者の手続参加を望む一方当事者が、CIETAC に当該追加当事者の手続参加を申し立てることができる規定を新設した (本改正規則 18 条)。シンガポール国際仲裁センター (「SIAC」) 仲裁規則等と異なり、追加当事者の手続参加に追加当事者の同意は必要とされておらず、より進歩的な規定となっている点も注目される。
- 複数仲裁手続を併合するための要件として、1) 同一仲裁合意に基づく場合、または、2) 複数仲裁合意が類似または適格的である場合であって、かつ同一の性質の法律関係のみならず同一当事者が関与する場合もしくは基本契約と付属契約から構成される複数契約が関係する場合、または3) 全当事者が合意する場合を規定し (本改正規則 19 条)、複数仲裁手続に対し、一定要件のもと併合を認め、複数仲裁手続間の仲裁判断の矛盾を回避し、一回的解決を図る機会を与えています。
- 仲裁当事者は、仲裁廷が構成される以前に、当事者間の合意または仲裁地法に従って、緊急仲裁人による緊急保全命令を申し立てることが可能となりました (本改正規則 23.2 条、23.3 条)
- 仲裁当事者間の合意なく簡易仲裁手続が利用できる申立限度額を 200 万元から 500 万元へ (約 1 億円⁷⁾) と引き上げ、簡易仲裁手続の利用を促進すべく利用条件の敷居を下げています (本改正規則 56.1 条)
- CIETAC 香港仲裁センターに関する規定を新たに設け (本改正規則 73~80 条)、当事者間に特段の合意のない限り、CIETAC 香港仲裁センターで管理される仲裁の仲裁地は香港であり、仲裁手続に適用される仲裁地法は香港法であり、仲裁判断は香港における仲裁判断とされる旨、明確に規定しています (本改正規則 74 条)

新たに設立された仲裁裁判所が、どのような機能を果たすかはいまだ明らかではありませんが、その他の変更点、すなわち追加当事者の手続参加、複数契約の単一仲裁手続開始要件や複数仲裁手続の併合要件の整備、緊急仲裁人制度の導入、簡易仲裁手続の利用条件の拡大などは、いずれも近年の主要仲裁機関における仲裁規則の改正⁸と傾向を同じくするものであり、この点において、本改正規則は、国際的標準に沿うものと言えます。また、CIETAC 香港仲裁センターに関する新規定は、同センターで管理された仲裁手続の仲裁地、仲裁手続準拠法等について明確な指針を与えるものであり、これが香港における仲裁機関の新たな選択肢となりうるのか、今後の動向が注目されます。

以上

⁶ Arrangement of the Supreme People's Court on Reciprocal Enforcement of Arbitration Awards between the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region

⁷ 1 元 = 20 円の為替レートで換算。

⁸ 2010 年 8 月の UNCITRAL Arbitration Rule の改正に前後して、2010 年 7 月にシンガポール国際仲裁センター (SIAC) が、2011 年 9 月に韓国商事仲裁委員会 (KCAB) が、2012 年 1 月に国際商業会議所国際仲裁裁判所 (ICC ICA) が、同年 5 月に CIETAC が、2013 年 4 月に SIAC が、同年 10 月に米国仲裁協会 (AAA)、クアラルンプール・リージョナル仲裁センター (KLRCA) が、同年 11 月に香港国際仲裁センター (HKIAC) が、2014 年 2 月に日本商事仲裁協会 (JCAA) が、同年 10 月にロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) が仲裁規則の改正を行っています。

**本ニュースレターに
関するお問い合わせ先**

武藤 佳昭
パートナー
Tel: 03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com

吉田 武史
アソシエイト
Tel: 03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com

ベーカー & マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

[Privacy Policy](#)

ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本書面に関し、ベーカー & マッケンジー法律事務所又はその所属専門家その他の所員 (以下併せて「当事務所」といいます) に対して、電子メール等により返信をお送りいただくときは、その返信によって直ちに送信者と当事務所との間に何らかの専門職業務の委任関係が成立するわけではないことにご留意下さい。

本書面の内容に関するか否かに関わりなく、当事務所との委任関係が成立するためには、当事務所が受任を承諾することが必要となります。こうした事前の受任承諾か、又は少なくとも受任前の事前相談を受けることへの承諾がなされていない限り、当事務所に対して秘密又は非公知と思われる情報を送付しないようお願い致します。かかる承諾がないまま送付された情報は、すべて非秘密又は公知の情報とみなされ、守秘の対象外となります。